

改正 特定最低賃金

業 種	最低賃金額	発 効 日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	867円 (849円)	令和元年12月14日
輸送用機械器具製造業最低賃金	869円 (851円)	令和元年12月15日
自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	867円 (848円)	令和元年12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	833円 (815円)	令和元年12月22日
非鉄金属製造業最低賃金	865円 (847円)	令和元年12月28日

※()内の金額は、改正前の最低賃金額です。

※ 次に掲げられる者は除かれますが、福島県最低賃金(798円)が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあつては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者